中小企業・小規模事業者関係
予算・税制改正のポイント

平成31年度当初予算・30年度補正予算

平成31年度税制改正

・詳しい情報は、中小企業庁ホームページをご覧下さい。

http://www.chusho.meti.go.jp/

・中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」

もございますので、こちらもぜひご覧下さい。

https://www.mirasapo.jp/

目次

１．抜本的な生産性向上を支援します。
・ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
・地方公共団体による小規模事業者支援促進業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
・小規模事業者持続的発展支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
・サービス等生産性向上IT導入支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
・戦略的基盤技術高度化・連携支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
・地域未来ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
・戦略分野における地域経済牽引事業支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
・地域中核企業ﾛｰｶﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9
・地域未来投資促進税制・・・ P.10
・政府系金融機関による金融支援（地域未来投資促進法関連） ・・・・・・・・・・・ P.11

２．事業の承継と再編や統合を支援します。
・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
・事業承継・世代交代集中支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13
・個人版事業承継税制・・P.14
・事業承継ﾌｧﾝﾄﾞから出資を受けた中小企業に対する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15

３．人材不足解消に向けて支援します。
・中小企業・小規模事業者人材対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.16
・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
・地域小規模事業者支援人材育成委託費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.18
・中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.19

４．小規模事業者の持続的発展を支援します。
・小規模事業対策推進事業・・・ P.20
・小規模事業者経営改善資金融資事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.21

５．中小企業の海外展開・販路開拓を支援します。
・国内・海外販路開拓強化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.22
（JAPANブランド育成支援事業、現地進出支援強化事業、ビジネスマッチング支援事業）
・国内・海外販路開拓強化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.23
（地域産業資源活用・農商工等連携事業）

６．中小企業の創業を支援します。
・地域創業機運醸成事業・・・ P.24

7．商店街や中心市街地の活性化を支援します。
・地域・まちなか活性化・魅力創出支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.25
・商店街活性化・観光消費創出事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.26

８．中小企業の経営改善をサポートします。
・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.27

９．政策金融・信用保証による金融支援を行います。

・日本政策金融公庫補給金・・ P.28
・中小企業信用補完制度関連補助・出資事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.28

１０．消費税率引き上げ、軽減税率制度への対応を支援します。

・消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.29
・中小企業消費税軽減税率対策事業・・ P.30

１１．災害からの復旧・復興を支援します。

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．抜本的に生産性向上を支援します。

◎ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業　50.0億円＜31当初＞
担当：中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
公募期間：時期等未定

複数の中小企業・小規模事業者等が連携して生産性の向上を図るプロジェクト等を支援します。

①企業間データ活用型：
複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体（※1）全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。（補助上限：2,000万円／者、補助率1/2（※2））

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※1　連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可
※2　先端設備等導入計画の認定又は労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画の承認を受けた者は補助率2/3

②地域経済牽引型：
複数の中小企業・小規模事業者等が、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援します。（補助上限：1,000万円／者、補助率1/2（※3））

（例）地域の事業者が連携して、大企業からの受注に対応する共同受注生産体制を整備したり、試作から量産まで対応可能なワンストップサービスを提供する取組など

※3　労働生産性年率3%以上向上を含む地域経済牽引事業計画の承認を受けた者は補助率2/3

その他：
・専門家を活用する場合　補助上限３０万円アップ（①、②共通）

◎ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業　1,100億円の内数＜30補正＞
（中小企業生産性革命推進事業の内数）
担当：中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
公募期間：1次公募　2019年2月18日～5月8日
2次公募　時期等未定

中小企業・小規模事業者等の生産性向上へ向けた取組に必要な設備投資等を支援します。

①中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
（補助上限：1,000万円、補助率1/2）
②小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。
（設備投資を伴わない試作品開発も支援）
（この場合の補助上限額は500万円。小規模事業者の場合は補助率2/3）

その他：
・スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限を30万円アップ
・先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件（※）を満たす者は、補助率2/3
※先端設備等導入計画又は労働生産性年率３％以上向上を含む経営革新計画を２０１８年１２月２１日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

以下のような取組に使える補助金です

久保田酒造合資会社
（清酒製造・販売業　福井県）
資本金：1,200万円　従業員数：6名

- **ものづくり・サービス補助金を活用し、**酒造工程に自動化機能を備えた設備を導入。
- **瓶詰め工程の必要人員が半減**し、**生産性が２割アップ。**
- 必要人員減によって、**社長は徹底して酒蔵観光営業に回ることができ、酒蔵観光客数の２倍増を達成。**
- **省人化によって新商品開発にも着手**でき、新事業展開も進めている。

◎地方公共団体による小規模事業者支援推進事業　10.1億円＜31当初＞
担当：中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036

地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等の取組を支援します。

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を地方公共団体が支援する場合に、国がその取組を補助します。

事業イメージ

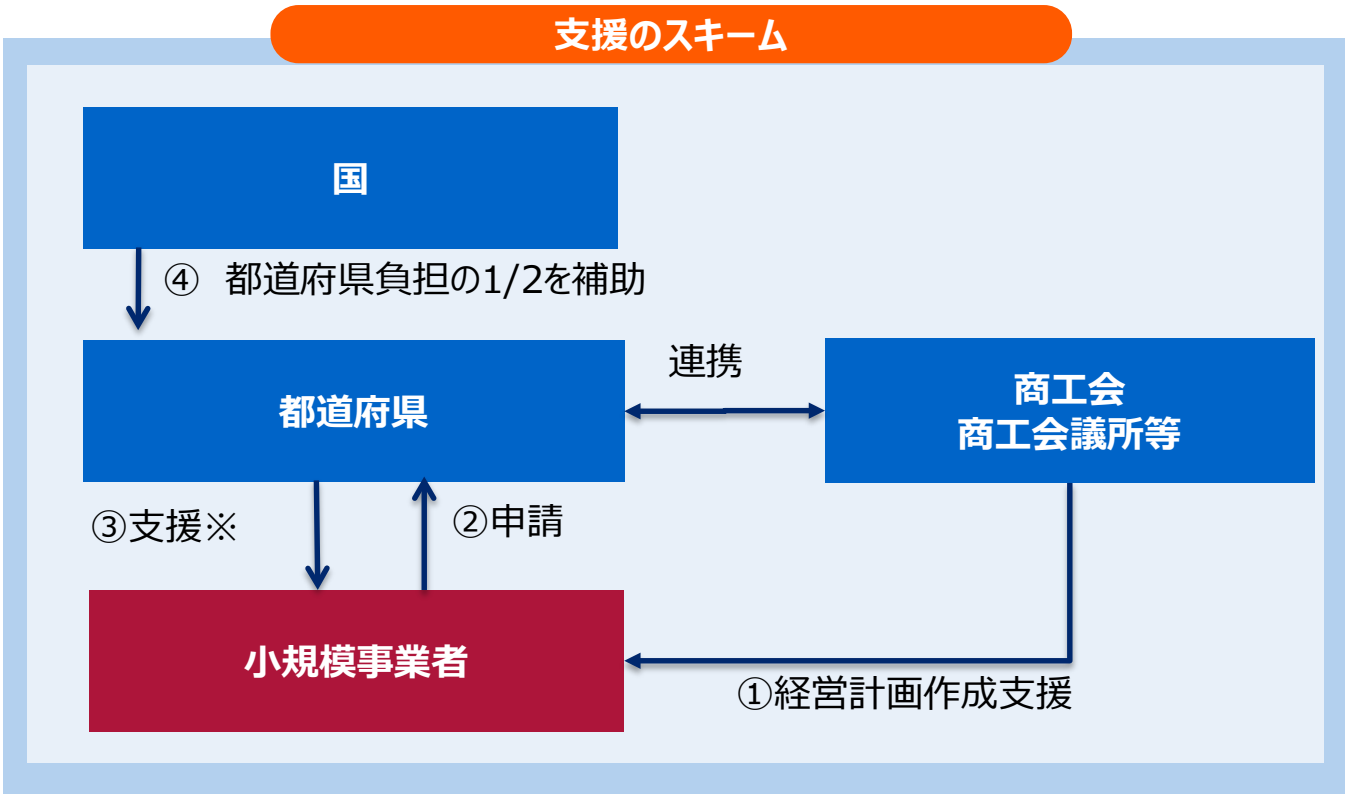

〇地方公共団体による小規模事業者支援（例）
・経営計画を作成する小規模事業者の新たな取組に要する経費を補助
　補助上限50万円、補助率2/3
・商工会等の助言を受けて行うチラシ・DM等の販売促進ツール費を補助
　補助上限25万円、補助率1/2
・クラウドファンディングで資金を調達しようとする小規模事業者を支援
　事業計画、PR方法を助言する専門家を無料派遣

◎小規模事業者持続的発展支援事業　1,100億円の内数＜30補正＞
（中小企業生産性革命推進事業の内数）

担当：中小企業庁 小規模企業振興課　03-3501-2036
公募期間：時期等未定

小規模事業者が販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。（補助上限額：50万円、補助率2/3）

その他：
・複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円（50万円×10者）
・展示会開催支援

事業の流れ

小規模事業者

①現状の整理 → ②経営計画の策定 → ③経営計画に基づく販路開拓の実施

商工会・商工会議所（経営指導員）

現状分析～計画策定～事業の実行まで伴走して支援

→ 販路開拓
顧客獲得
売上拡大

以下のような取組に使える補助金です

来集軒（埼玉県幸手市）

【事業内容】
持続化補助金を活用して、トイレのバリアフリー化を含めた改装を行った。

【事業効果】
店舗改装により、若い女性のお客様や一人で来店されるお客様が増加。
改装期間中の２ヶ月間休業していたが、前年売上から１３％増を達成。
平成２７年については、前年から更に売上１８％増を達成した。

◎サービス等生産性向上IT導入支援事業 1,100億円の内数＜30補正＞
（中小企業生産性革命推進事業の内数）

担当：商務・サービスグループ　サービス政策課　03-3580-3922
公募期間：　1次公募　2019年5月27日開始予定
2次公募　2019年7月中旬開始予定

最大で450万円（補助率1/2）のIT投資を支援（補助）します。

中小企業等に対し、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入支援を行います。
※補助対象とするITツール（機能）の一例：在庫・仕入れ管理、RPA等
（補助額：40～450万円、補助率1/2）
補助金ホームページに登録、公開されるITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象です。

以下のような取組に使える補助金です。

補助対象とするITツールには、例えば、パッケージソフトの本体費用やクラウドサービスの導入・設定費用等が含まれます（ハードは対象外）。
※補助金ホームページ：https://www.it-hojo.jp/
（ITの利活用イメージ）

（効果のイメージ）
- 顧客1人1人に応じたきめ細やかな接客サービスが実施可能となり、リピーターの確保や企業イメージの向上等につながることが期待されます。
- 業務効率化を通じて、顧客のニーズにあわせた新たなサービスの開発、提案が可能となり、新規顧客の獲得等の実現にもつながります。

◎戦略的基盤技術高度化・連携支援事業131億円＜31当初＞

担当：中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
窓口：各経済産業局等
公募期間：＜ものづくり＞2019年1月28日(月)～2019年4月24日(水)
＜サービス＞2019年2月15日(金)～2019年4月19日(金)

中小企業が公設試等と連携して行う研究開発、試作開発、及びサービスモデルの開発等の取組を支援します。

①中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。（補助上限額：4,500万円（※１）、補助率：2/3（※２）

②中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。（※３）（補助上限額：3,000万円、補助率：1/2（※４））

（※１）31年度から３年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で、柔軟に研究開発計画を策定し、補助を受けることが可能
（※２）大学・公設試等の場合は定額
（※３）地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇
（※４）IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

以下のような取組に使える補助金です

管状複雑形状部品の金属プレス加工技術開発（森鉄工(株)　佐賀県）

課題

自動車業界等において、コスト削減のため、形状が複雑化した部品のプレス成形、加工にニーズが集まっていたものの、加工工程が多くなること、金型やプレス機が大型化する等のコスト削減阻害要因が発生していた。

技術概要

○多軸制御プレスの技術蓄積を持つ森鉄工（株）と金型系の技術を持つ(株) 秦野精密が連携し、多軸精密制御型次世代プレス機及び多軸対応金型の開発を実施

IoTを活用した「スマートランドリー」サービスの事業化　株式会社Wash-Plus

連携体

- **㈱wash-plus**
  ・コインランドリー店舗の企画運営
  ・アプリの仕様企画・設計
- **㈱山本製作所**
  コインランドリー機器開発・製造
- **㈱パーク**
  アプリケーションソフト開発
- **明海大学**
  利用者へのおもてなしの概念を各種機能の操作、表示系に導入

背景・問題

ユーザー「操作の複雑化」、店舗オーナー「機器の高コスト化、収益悪化」などが課題
→ユーザーと店舗オーナーの両面の改善には、スマートフォンアプリと連携したIot化が最適

見込まれる成果（新しい価値）

ユーザーの利便性向上
・自宅で空き状況チェック
・洗濯モード設定
・終了時刻通知
・クレジット決裁（コイン不要）
・盗難防止
・プライバシーガード

ビッグデータ化

店舗オーナーの経営効率向上
・売上管理
・コイン回収回数低減
　→現金盗難被害軽減
・IoTによる機器トラブルの早期検知
・利用者IDによるリピート率
・稼働状況管理

・ビッグデータ解析に基づくコンサルティング
→**IoT**による店舗経営の効率化と新規需要創出による収益性向上

◎地域未来ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ構築事業　12.0億円＜30補正＞
担当：地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　03-3501-0645
公募期間：2019年12月25日(火)～2019年1月28日(月)

公設試等における先端設備の利用を支援します。

本事業では、地域の複数の中小企業による共同利用が見込まれる先端的な設備を導入し、職員の人材育成や中小企業への利用支援を行う公設試・大学等に対して、補助を行います。
また、地域未来投資促進法に基づき、他の支援機関と連携して支援する計画（連携支援計画）がある場合は、優先採択を行う予定です。

【補助対象経費】
①機器の整備（機器の購入、設置等）
②人材雇用・育成（専門家の招へい、講習会の開催等）

【補助率・補助上限額】
定額補助・上限1億円
※３つ以上の都道府県域にまたがる共同体による申請案件については、上限1.5億円

事業イメージ

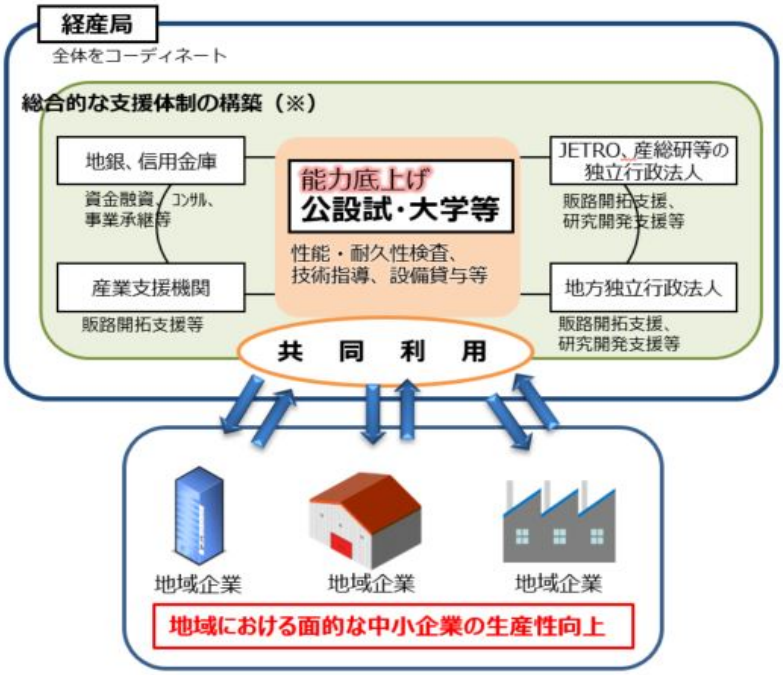

※総合的な支援体制の整備
公設試・大学等が支援機関や独法、地銀等と連携して総合的なサポート（資金融資、販路開拓支援、研究開発支援等）を実施する体制を整備します。

◎戦略分野における地域経済牽引事業支援事業7.5億円＜31当初＞
（地域未来投資促進事業の内数）
担当：地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　03-3501-0645
窓口：各経済産業局等
公募期間：2019年2月15日(金)～2019年4月1日(月)

最大で１億円（補助率1/3）の補助が出ます。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が連携して行う、地域経済を牽引する事業における事業化に係る取組（試作品開発、専門家活用等）や設備投資を支援します。
※地域経済牽引事業計画の承認を複数者で受けていれば、補助金は１社から活用できます（ただし非中小企業の場合には、中小企業と共に補助金を活用する必要があります）。

【補助上限額】
・補助金活用事業者数が１者の場合　　：2,500万円
・補助金活用事業者数が２者の場合　　：5,000万円
・補助金活用事業者数が３者の場合　　：7,500万円
・補助金活用事業者数が４者以上の場合：１億円
※ただし、補助対象事業者に非中小企業が含まれる場合、連携事業者数を問わず補助上限額は5,000万円となります。また、非中小企業への補助額は補助額全体の1/2未満となります。

【補助率】 中小企業：１／３、非中小企業：１／４

＜条件＞地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が2社以上で連携して行う戦略分野における事業であることが必要です。
（注１）補助対象事業者は全て地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者である必要があります。
（注２）「戦略分野」とは、今後、高い成長が見込まれる以下のような分野です。
①先端ものづくり、②農林水産・地域商社、③第４次産業革命関連、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、
⑥ヘルスケア・教育サービス
【補助対象外】
・他の補助制度の交付対象となっている事業
・非中小企業については、設備投資額が前年度の減価償却費の１０％未満の場合

◎地域中核企業ﾛｰｶﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進事業 20.1億円（委託費）＜31当初＞
（地域未来投資促進事業の内数）
担当：地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　03-3501-0645
窓口：各経済産業局等
公募期間：2019年2月25日(月)～2019年3月25日(月)

地域における総合的なイノベーション支援の体制を整備します。

戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域における総合的なイノベーション支援の体制を整備・強化します。

①地域中核企業ローカルイノベーション支援事業
地域の支援機関が連携して、新事業のためのノウハウ獲得から、パートナー企業との連携体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を行います。
対象経費：支援人材の活動費、ノウハウ獲得に係る研究会、マッチングに係る会議、市場調査、展示会出展等に係る経費　等

＜地域の支援機関が連携した支援のイメージ＞

②グローバル・ネットワーク協議会
国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援します。

◎地域未来投資促進税制＜拡充・延長＞

担当：地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　03-3501-0645

【対象事業】

都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業（※）

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること。

【支援措置】

承認された地域経済牽引事業のうち、先進性を有する事業であることや、総投資額が2000万円以上など、一定の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業について、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上の事業者（平成31年4月1日以降に承認を受けた者に限る。）については、機械装置・器具備品に関する適用割合が上乗せされます。

- ●機械・装置、器具・備品　　：特別償却40%　又は　税額控除4%
  　上乗せ要件を満たす場合　：特別償却50%　又は　税額控除5%
- ●建物・建物附属設備・構築物：特別償却20%　又は　税額控除2%

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合

＜地域経済牽引事業の要件＞

①地域の特性の活用
②高い付加価値の創出
③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

＜課税特例の要件＞

①先進性を有すること
（生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く(※)）
②総投資額が2,000万円以上であること
③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ
過去５事業年度の対象事業の市場の伸び率(%)＋5%以上

＜上乗せ要件＞

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

(※)特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象
（法施行前に発生した災害の場合は5年）

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

◎日本政策金融公庫による金融支援
担当：地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　03-3501-0645

【対象事業】
都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業（※）
※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること。

【支援措置】
地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業・小規模事業者に対し、長期かつ固定金利で融資します。

●貸付期間　設備資金20年以内（うち据置期間２年以内）
　　運転資金　7年以内（うち据置期間２年以内）
●貸付限度　中小企業事業（総貸付限度額7.2億円）：
　　設備資金7.2億円
　　運転資金2.5億円
　　国民生活事業（総貸付限度額7,200万円）：
　　設備資金7,200万円
　　運転資金4,800万円
●貸付利率　設備資金
中小企業事業：2.7億円まで特別利率③*
　　貸付期間５年以内の場合0.30%
　　2.7億円を越える部分　基準利率
　　貸付期間５年以内の場合、1.11%）
国民生活事業：特別利率Ｃ*
　　（担保不要とする融資の場合、1.16%～1.45%）
　　運転資金　基準利率
　　（中小企業事業：貸付期間５年以内の場合、1.11%）
　　（国民生活事業：担保を不要とする融資の場合、2.06%）

＜金利はいずれも2019年4月1日現在＞
＊以下のいずれかを満たす場合は特別利率③・Ｃ。いずれも満たさない場合には特別利率①・Ａ。
・新規開業して７年以内、困難な経営状況にある、又は公庫と民間金融機関が連携支援を図ること
（複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、融資を受ける事業者が単独で承認を受ける条件を満たし、かつ、上記３条件のいずれかを満たすことが必要）

２．事業の承継と再編や統合を支援します。

◎中小企業再生支援･事業引継ぎ支援事業　70.1億円＜31当初＞

事業再生担当：中小企業庁 金融課　03-3501-2876
事業引継ぎ担当：中小企業庁 財務課　03-3501-5803
窓口：再生支援協議会･事業引継ぎ支援センター

事業再生や事業引継ぎに取り組む事業者をサポートします。

①**事業再生**：各地の再生支援協議会で、財務上の問題を抱えている事業者に対する窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援、円滑な債務整理に向けた支援を実施します。
②**事業引継ぎ**：各地の事業引継ぎ支援センターで、後継者不在に悩む事業者の事業承継についての幅広い相談対応や、後継者不在の事業者とその経営資源を活用して事業を拡大したい事業者とのマッチング等の支援をします。

再生支援協議会の取組事例

[製造業（製造加工業）A社の事業再生の一例]

窮境原因

- A社は事業の多角化を目指して多額の設備投資を実施したものの、主力商品市場の縮小により売上が減少
- その結果、多額の設備投資を行った際の借入金の返済が負担となり、債務超過に陥る。

再生支援協議会による支援

下記を内容とする再生計画の立案･策定支援,金融機関との調整

- 同業者である地元企業(B社）からの出資を受け、新会社(C社)を設立
- A社はC社に対して収益性のある事業を譲渡し、事業対価を原資に既存の金融債務を返済
- 残りの金融債務は、金融機関との調整の結果、全額債権放棄を受け、A社は特別清算
- A社の経営者は「経営者保証に関するガイドライン」の適用により、保証債務の一部を履行し、一定の資産を残して保証債務を免除

成果

- 債務超過状態にあったA社について、債権放棄と保証債務の免除による円滑な清算及び収益性のある事業のC社への承継の実現
- これにより、A社の従業員の雇用も維持

事業引継ぎ支援センターの取組事例

バロ電機工業株式会社（譲渡企業）の古田前社長は、70歳を目前にして、社内に後継者候補がおらず、会社の将来や従業員の雇用について、広島県事業引継ぎ支援センターに相談。

登録機関である広島銀行のサポートを受け、同業他社である東洋電装株式会社とマッチングを行い、M＆Aに至った。

バロ電機工業株式会社は、従業員11名の雇用の維持と、長く続いてきた社名を引き継ぐ事に成功。

東洋電装株式会社は、熟練した技術者と近接地域での工場の確保に成功。さらに、バロ電機工業株式会社は民間市場を、東洋電装株式会社は公共市場を商圏としていたため、販路の大幅な拡大にも繋がった。

◎事業承継・世代交代集中支援事業　50.0億円＜30補正＞

事業承継担当：中小企業庁 財務課　03-3501-5803

公募状況：2019年4月12日～2019年5月31日

事業承継診断を通じて事業承継の気付きの機会の提供し、ニーズに応じた支援を行います。

各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、中小企業へのプッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに応じて、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣など、きめ細かな支援を実施します。

事業承継後の新たな挑戦を支援します。

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換等に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。また、事業転換を伴う取組を行う場合は補助上限を引き上げます。

【経営者交代タイプ】

	小規模事業者		小規模事業者以外	
	事業転換を伴わない場合	事業転換を伴う場合	事業転換を伴わない場合	事業転換を伴う場合
補助上限	２００万円	５００万円	１５０万円	３７５万円
補助率	２／３以内	２／３以内	１／２以内	１／２以内

【Ｍ＆Ａタイプ】

	採択上位		採択上位以外	
	事業転換を伴わない場合	事業転換を伴う場合	事業転換を伴わない場合	事業転換を伴う場合
補助上限	６００万円	１２００万円	４５０万円	９００万円
補助率	２／３以内	２／３以内	１／２以内	１／２以内

事業承継補助金の活用事例

【経営者交代タイプ】の事例

精密プラスチック工場を経営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が培った技術と新たに導入した機械設備を活かして、新製品の開発による医療機器分野への進出を図る。

【M&Aタイプ】の事例

同じ印刷業を営みながらも異なる生産過程に強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たに個人顧客の小口注文への対応を強化し、新規顧客獲得を図る。

◎個人版事業承継税制＜創設＞

担当：財務課　03-3501-5803

個人版事業承継税制を創設します。

個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、新しい制度が創設されます。

【制度のポイント】

(1)事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○機械・器具備品

（工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器　等）

○車両・運搬具

○生物（乳牛等、果樹等）

○無形償却資産（特許権等）　　等

(2)相続税だけでなく贈与税も対象です。

(3)納税額の全額（100%）が納税猶予されます。

(4)10年間（平成31年1月1日～平成40年12月31日の間）の時限措置です。

＜注１＞制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

＜注２＞既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

適用が想定される事業者

◎事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例＜創設＞

担当：財務課　03-3501-5803

事業承継ファンドを通じた事業承継を推進します。

将来的なＭ＆Ａに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向にあります。他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがあります。このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講じます。

制度概要

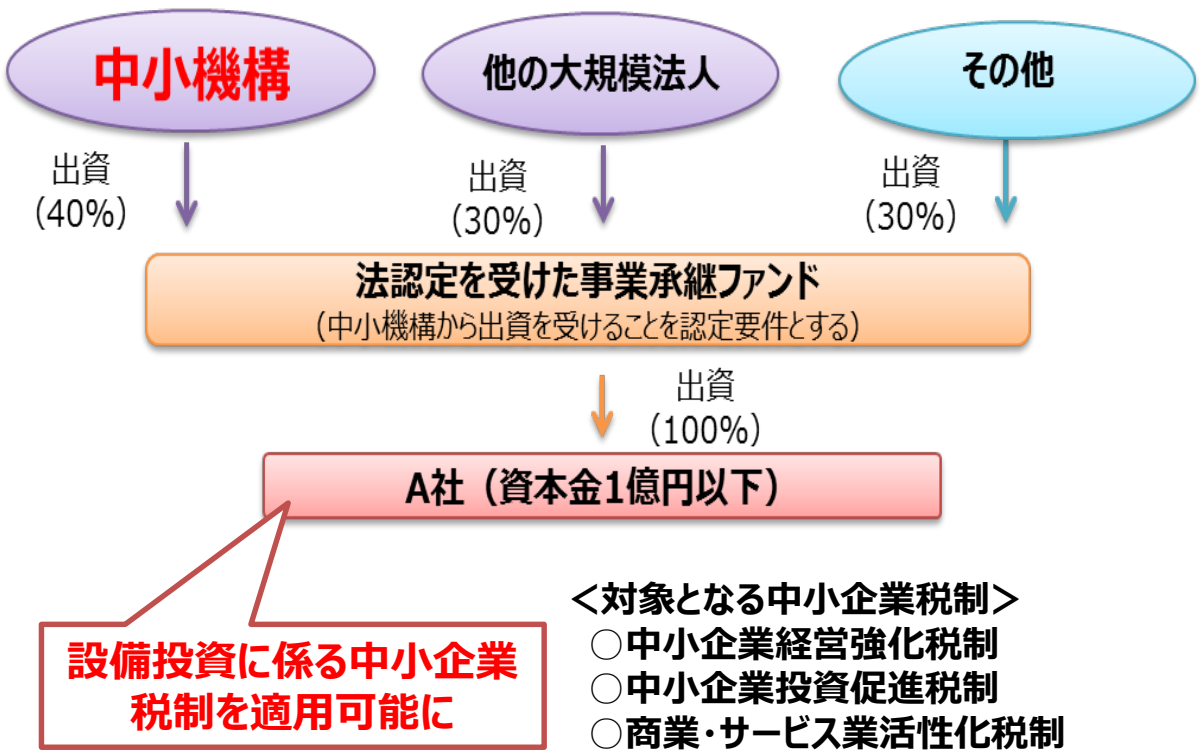

＜対象となる中小企業税制＞

- ○中小企業経営強化税制
- ○中小企業投資促進税制
- ○商業・サービス業活性化税制
- ○被災代替資産等の特別償却
- ○中小企業防災・減災投資促進税制

※資本金１億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。
①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

※適用期限は各租特の適用期限に準ずる。

３．人材不足解消に向けて支援します。

◎中小企業・小規模事業者人材対策事業　13.7億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763

人材の確保・育成を支援します。

各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

①地域中小企業人材確保支援等事業

- 地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援します。
- また、経営支援機関等と人材紹介会社等が連携し、経営課題明確化・人材ニーズの掘り起こし・人材確保を一括で行うためのプラットフォーム構築実証事業を行います。
- 加えて、平成30年度に実施した中核人材確保の仕組みの横展開を行い、中核人材確保のためのノウハウを普及することで、中小企業の中核人材確保の支援を促進します。

②中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、グループワークを通した海外ビジネス戦略・方針の策定、海外でのフィールドワークによる市場調査経験（初級）や実践的な現場研修（上級）ができるプログラムを提供します。
- 参加者と参加者の上長による事前評価と、事後評価を行い事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とします。

③スマート生産性向上応援隊事業

- スマートものづくり応援隊、サプライヤー応援隊、サービス等生産性向上応援隊を合わせて生産性向上応援隊として位置づけ、横断的に事例等を共有し、IT・IoT・ロボット等を用いた業務プロセスの改善、自動車サプライヤーの新技術への対応等を指導できる人材を育成します。
- 製造業を中心とする中小・小規模企業へ派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。
- 支援機関やＩＴベンダー等を対象に、サービス業のＩＴ化を中心とした生産性向上を支援できる人材育成プログラム開発を実施します。
- また、各地域のスマートものづくり応援隊拠点数が増加する中、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。

中小企業・小規模事業者ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ総合支援事業47.8億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763

経営相談にワンストップで対応し、必要に応じて専門家を派遣します。

①よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
  ①売上拡大のための解決策の提案
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど)
  ②経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
  ③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置。

②専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム　（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。
  ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置。

③経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。

◎地域小規模事業者支援人材育成委託費　5.4億円＜31当初＞

担当：　①中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036
②商務・サービスＧ　クールジャパン政策課　03-3501-1750
③地域経済産業Ｇ　中心市街地活性化室　03-3501-3754

支援人材の能力強化や地域企業に対するデザイン経営の普及等、地域の未来をデザインする人材を育成します。

①小規模事業者支援手法研修

- 商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を享受する研修を全国で実施します。
- 小規模企業振興基本計画の改定に併せ、成長企業の支援、サプライチェーンの維持など、新たな政策課題に重点化して支援できる体制を構築します。

②ローカルデザイナー育成事業

- 商工会・商工会議所やＤＭＯ等と連携し、地域の未来の姿をデザインし、地域に眠る資源をビジネスへと昇華させていくローカルデザイナーを育成していくため、企画から試行までを一体となって経験できるワークショップ等を開催します。

③タウンマネージャー等育成事業

- 小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成します。
- また、多様な人材が兼業・副業・プロボノ等により、まちの課題解決等に取り組むための、インターンシップ等を行います。

事業イメージ

座学形式での研修の様子

実地形式での研修の様子

◎中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業10.0億円＜ 30補正＞

担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763

働き方改革を支援します。

働き方改革に係る制度改正により、中小企業・小規模事業者は、より一層の業務見直しを迫られることから、中小企業・小規模事業者の人手不足や労働生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応します。

①よろず支援拠点事業

よろず支援拠点におけるワンストップ総合相談窓口として、中小企業・小規模事業者の働き方改革等の経営課題に対応するため、各よろず支援拠点に新たにコーディネーター―を増員します。

②専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム　（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（IT導入に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。
- 中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する課題に対する派遣件数を増強します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

③中小企業相談窓口（商工会等）の対応能力向上支援

商工会・商工会議所等の中小企業相談窓口が労働規制に準拠した相談指導対応ができるよう、機能強化を推進します。

４．小規模事業者の持続的発展を支援します。

◎小規模事業対策推進事業事業　50.3億円＜31当初＞
担当：中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036

商工会・商工会議所による小規模事業者支援を推進します。

①地域力活用新事業全国展開支援事業

- 商工会・商工会議所が小規模事業者と連携して行う地域資源を活用した特産品・観光開発等の地域経済活性化に向けた取組を支援します。

②伴走型小規模事業者支援推進事業

- 「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所が行う、小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

以下のような取組に使える補助金です。

①地域力活用新事業全国展開支援事業
未利用の果実をお酒に【小樽商工会議所（北海道）】
これまで流通が確立していなかった北海道余市町産、仁木町産の梅を使用したお酒シリーズ。女性メンバーを中心に商品の企画からパッケージデザインまで開発女性の興味を引くポイントを凝縮している。数量限定での生産。

②伴走型小規模事業者支援推進事業
地域経済活性化に資する取組に関する活用事例【長岡商工会議所（新潟県）】

【概要】長岡野菜を用いたお菓子や漬物、惣菜等の即売会「ながおか野菜クオーレ祭り」を市内で2日間、開催。
【狙い】小規模食品加工業者の販路拡大、伝統野菜である長岡野菜の普及・ＰＲによる地域経済活性化と長岡の食文化継承。
【成果】来場者数は2日間で１万5,500人にのぼり、参加した48事業者の売上総額は約1,000万円。長岡野菜は、地元のみならず首都圏の飲食店からも注目されつつある。

◎小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等) 42.5億円＜31当初＞
担当：中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

最大で2,000万円、無担保・無保証人・低利で融資が受けられます。

商工会・商工会議所等の経営指導を受け、経営改善に取り組む小規模事業者は無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。
貸付限度額：2,000万円
貸付利率：1.21%（2019年4月1日現在）
貸付期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内

事業イメージ

融資制度のスキーム

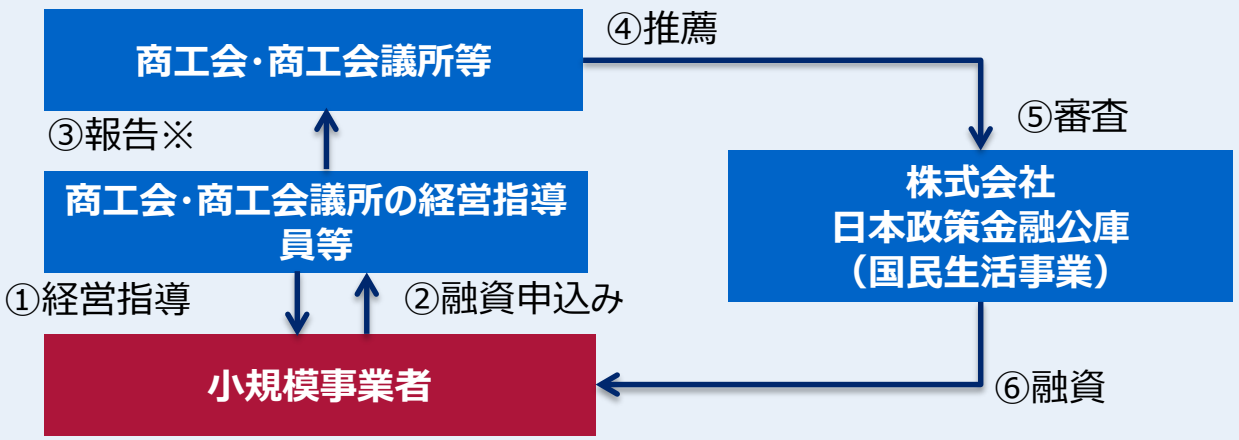

※マル経融資については、商工又は商工会議所において審査会を開き審査を行います。

貸付条件

＜小規模事業者経営改善資金（マル経）＞
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.21%（2019年4月1日現在）
- 貸付期間：設備資金１０年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

＜小規模事業者経営発達支援資金＞
- 貸付限度額：7,200万円（ただし、運転資金は4,800万円）
- 貸付金利：特別利率①
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内

５．中小企業の海外展開・販路開拓を支援します。

◎国内・海外販路開拓強化支援事業　23.9億円＜31当初＞
担当：中小企業庁 創業・新事業促進課　03-3501-1767
窓口：①各経済産業局②ジェトロ③中小企業基盤整備機構

最大で2,000万円（補助率2/3）の補助が出ます。

①JAPANブランド育成支援事業
　地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かした海外展開戦略の策定を支援します（補助上限200万円、補助率2/3）。また、海外でのブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します。
（補助上限2,000万円、補助率2/3、1/2）

②現地進出支援強化事業
　情報提供、海外展示会や商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）等、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援します。

③ビジネスマッチング支援事業
　ビジネスマッチングサイトを活用した中小企業者のWEBマッチング及び商談機会の提供等による海外展開支援を実施します。

制度概要・活用事例の記載

＜JAPANブランド育成支援事業の事例＞
京座布団作りの伝統と技を活用した新感覚クッションの海外展開

＜現地進出支援強化事業：30年度の主な支援対象展示会＞

展示会名	分野	開催地
MTAベトナム	機械	ベトナム・ホーチミン
NY　NOW	インテリア	アメリカ・ニューヨーク
METALEX	機械	タイ・バンコク
メゾン・エ・オブジェ	デザイン	フランス・パリ

◎国内・海外販路開拓強化支援事業　23.9億円の内数＜31当初＞

担当：中小企業庁　創業・新事業促進課　03-3501-1767
窓口：各経済産業局等

最大で2,000万円（補助率2/3）の補助が出ます。

地域産業資源活用や農商工連携による新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援します。具体的には、開発のための機械設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助します。

原則、補助率1/2、補助上限500万円
・支援事業者（地域資源）の場合、上限額1,000万円
・4者連携（地域資源）の場合、補助率1回目2/3、補助上限2,000万円
・機械化・IT化（農商工）の場合、補助率1回目2/3、補助上限1回目1,000万円

制度概要・活用事例の記載

＜地域産業資源活用の事例＞

ニット交編技術を活用し、自社ブランド商品を開発、国内外へ販路開拓

＜農商工連携の事例＞

手もぎ収穫されていた生食用スイートコーンの自動収穫機を開発、販売

６．中小企業の創業を支援します。

◎地域創業機運醸成事業　3.8億円＜31当初＞

担当：中小企業庁　創業・新事業促進課　03-3501-1767

創業を支援する事業者に最大で1,000万円の補助がでます。

①創業支援事業者補助金／創業機運醸成事業者補助金
・認定創業支援等事業計画に基づき行われる創業支援事業、創業機運醸成事業にかかる経費の一部を補助します。（補助上限1,000万円、補助率2/3）
・また、民間団体等をはじめとした広域で行われる先進的かつモデルとなりうる創業支援事業等を補助し、横展開を図ります。（補助上限2,000万円、補助率3/4）
②潜在的創業掘り起こし事業／起業家教育事業
・質の高い創業支援の事例を創出、創業支援の活性化を図るための全国的なイベントを開催します。
・自律的に生きる力を育む起業家教育を促進するため、起業家教育の教材／教育者用マニュアルを作成・公表します。

制度概要

創業支援事業者補助金／創業機運醸成事業者補助金

【創業支援事業者補助金】
　経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が習得できる事業（特定創業支援等事業）に対して補助を行います。具体的には、創業スクール、創業セミナー、創業相談窓口等の運営にかかる経費の一部を補助を行います。

【創業機運醸成事業者補助金】
　認定創業支援等事業計画に基づき行われる創業機運醸成事業に対して補助を行います。具体的には、起業家教育事業、創業無関心者向けのイベント、創業者・創業準備者・創業無関心者が集まる施設の運営にかかる経費の一部を補助します。

7. 商店街や中心市街地の活性化を支援します。

◎地域まちなか活性化･魅力創出支援事業　5.0億円＜31当初＞
地域経済産業Ｇ　中心市街地活性化室　03-3501-3754
窓口：各経済産業局等
一次公募：終了　二次公募：4月1日(月）～7月2日（火）

中心市街地での商業施設整備等に補助が出ます。

＜施設整備事業＞
①中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等を支援します。
補助上限：2億円又は1億円　　補助率：2/3又は1/2以内
＜専門人材活用支援事業＞
②まち全体を俯瞰してまちづくりをコーディネートし、空き店舗対策等のまちの課題解決に取り組むなど、エリアマネジメントを行い、エリア価値の向上を図ることができるタウンマネージャー等のまちづくり専門人材の招へいを支援します。
補助上限：1,500万円又は1,000万円　　補助率：2/3又は1/2以内
＜調査事業＞
③地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を高める方策を探るための調査・分析を支援します。
補助上限：1,000万円又は750万円　　補助率：2/3又は1/2以内
＜魅力向上等活動事業＞
④地域の創意工夫を活かしながら、まちなかのにぎわい創出や魅力向上に資する事業を実施するまちづくり会社等を支援します。
補助上限：1,000万円　　補助率：2/3以内

施設整備事業の取組事例

＜福井市＞施設名：ハピリン
福井駅前において不足していた飲食機能を施設整備により補完することで、中心市街地のにぎわいの軸となる福井駅東口（図書館、県民ホール、地域・交流プラザ）と西武福井店（商業機能）間の歩行者通行量が増加。

◎商店街活性化・観光消費創出事業　50.0億円＜31当初＞

中小企業庁 商業課　03-3501-1929
窓口：各経済産業局等
公募期間：4月２日(火）～９月１３日（金）
一次締切5月17日（金）、二次締切7月12日（金）、三次締切9月13日（金）

インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街の取組に対して支援します。

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援します。

・補助金上限額：2億円、下限額200万円、
・補助率：ハード事業・ソフト事業：2/3以内、
　　専門家派遣：定額補助

事例

＜インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組＞
⇒専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

免税対応設備を備えた施設

ゲストハウスの整備

店舗前の多言語サイン

＜インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組＞
⇒専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベントといった、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

地元食材を活用した取組

文化の体験イベント

観光資源等と連携した取組

８．中小企業の経営改善をサポートします。

◎認定支援機関による経営改善計画策定支援事業　100.0億円＜30補正＞

担当：中小企業庁 金融課　03-3501-2876

窓口：各地の経営改善支援センター

認定支援機関による事業者の経営改善計画の策定を支援します。

①経営改善計画策定支援事業

中小企業者が自らの事業を見直し、借入金の返済条件の緩和等の金融支援を必要とする本格的な経営改善を図るために、税理士・中小企業診断士等の認定支援機関による支援を受けて取り組む経営改善計画の策定を支援します（補助率２/３まで、上限200万円）。

②早期経営改善計画策定支援事業

中小企業者が税理士・中小企業診断士等の認定支援機関の支援を受けて、資金繰り管理や採算管理など早期段階における経営改善計画の策定を行う場合に、その費用の３分の２を国が支援します（上限20万円）。

経営改善計画の策定支援事例

○食品製造業（パン屋）の事例
（資本金1,000万円、従業員20人）

＜課題＞

- 業況拡大に向けて多店舗展開したものの、業績悪化に伴う閉店により、多額の損失を計上。
- 安売りセール無くして売上確保が難しい状況に陥る。

＜取組＞

- 税理士の指導のもと、商品毎の利益率に着目し、販売する商品の選択や、店舗毎に原価率の改善目標を設定する等の数値管理を徹底し、従業員に対して店舗の売上げ等を共有するなどの経営改善計画を策定。

＜成果＞

- 前年同月比で約２８％の売上アップを実現。
- 従業員から新商品の提案が行われるなど、従業員の意識・行動も変化した。

９．政策金融・信用保証による金融支援を行います。

◎日本政策金融公庫補給金　164.1億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 金融課　03-3501-2876
窓口：日本政策金融公庫

日本政策金融公庫を通じて資金繰り支援を実施します。

日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について財政措置を行うことで、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業者や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援します。

◎中小企業信用補完制度関連補助・出資事業　59.0億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 金融課　03-3501-2876
窓口：信用保証協会

信用保証協会を通じて資金繰り支援を実施します。

経営状況が悪化している中小企業者の借入れに対して信用保証協会が保証を行い、資金繰りの円滑化を図ります。このために、中小企業者による債務不履行発生時に協会が負担する損失の一部を補填します。
あわせて、経営改善・生産性向上に取り組む中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施します。

１０．消費税率引き上げ、軽減税率制度への対応を支援します。

◎消費税転嫁状況監視･検査体制強化等事業　32.5億円＜31当初＞
担当：消費税転嫁対策室　03-3501-1502

中小企業･小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。

①事務費
　国が転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を雇用し、消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。
②消費税転嫁状況監視･検査体制強化等事業
　・消費税の転嫁状況等に関する悉皆的な書面調査
　・消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査　　等
　を実施します。

制度概要

◎中小企業消費税軽減税率対策事業＜30補正＞

担当：軽減税率対策補助金事務局
0120-398-111

レジや受発注システムを導入・改修する方へ補助を行います。

①軽減税率対応レジの導入・改修の支援
＜軽減税率対応レジの導入等支援＞
対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
補助率：原則３／４　※３万円未満のレジ購入の場合４／５
補助上限：レジ１台あたり20万円、券売機１台あたり20万円
※商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
1事業者あたり上限200万円
完了期限：2019年9月30日まで

軽減税率対応レジの導入等事例

②受発注・請求書管理システムの改修等の支援
＜受発注システムの改修等支援＞
対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
補助率：原則　３／４
補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）
完了期限：2019年9月30日まで
システム会社に改修を依頼する場合は2019年6月28日までに事前申請が必要

＜請求書管理システムの改修等支援＞
対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等
補助率：原則３／４
補助上限：150万円
完了期限：2019年9月30日まで

１１．災害からの復旧・復興を支援します。

◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）

①東日本大震災被災地向け　75.8億円＜31当初＞
②熊本地震被災地向け　119.8億円＜30補正＞
③平成30年7月豪雨被災地向け　314億円＜30補正＞
担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763
①窓口：　岩手県、宮城県、福島県
②窓口：　熊本県
③窓口：　岡山県、広島県、愛媛県

最大で15億円（補助率3/4）の補助が出ます。

①東日本大震災被災地向け
東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15億円、補助率：中小企業者等3/4（国1/2、県1/4）、それ以外1/2（国1/3、県1/6））

②熊本地震被災地向け
熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15億円、補助率：中小企業者等3/4（国1/2、県1/4）、それ以外1/2（国1/3、県1/6））

③平成30年7月豪雨被災地向け
平成３０年７月豪雨により特に大きな被害を受けた地域（岡山県、広島県、愛媛県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15億円、補助率：中小企業者等3/4（国1/2、県1/4）、それ以外1/2 （国1/3、県1/6））

活用事例

＜①東日本大震災の例＞
○東日本大震災により水産加工場等の施設が被災。
○水産加工関連の事業者でグループを構成。
○本補助金で、被災した施設の復旧を進めるとともに、グループで工場や倉庫等の共同利用化を促進し、経営の合理化を行う。

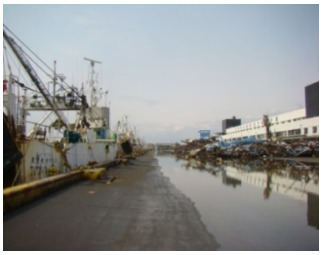

＜②熊本地震の例＞
○熊本地震により宿泊・観光施設等が被災。
○観光関連の事業者でグループを構成。
○本補助金で、被災した施設等の復旧を進めるとともに、グループで復興に向けた取組の記録映像を撮影して、村のファンの増加に向けた取組を行う。

◎東日本大震災復興特別貸付等【復興】 32.0億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876
窓口：日本政策金融公庫

東日本大震災被災地向けの資金繰り支援を引き続き実施します。

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図るため、日本政策金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を実施するために必要な財政措置を行います。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等（注1）内（警戒区域等として公示されたことがある区域を含む）の中小企業者	A）貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】6,000万円（上乗せ） B）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） C）据置期間 最大5年	ア）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業】基準利率（注2）から▲0.5% 【日本公庫 国民事業】基準利率（災害貸付）（注2）から▲0.5% ※ただし貸出後3年間は、中小事業は1億円・国民事業は3,000万円までは、▲1.4%。
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	D）貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】6,000万円（上乗せ） E）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） F）据置期間 最大3年	イ）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業】基準利率（注2）から最大▲0.5%（注3） 【日本公庫 国民事業】基準利率（災害貸付）（注2）から最大▲0.5%（注3） ※ただし貸出後3年間・3,000万円までは、最大▲1.4%（注4）。
③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者（風評被害等による影響を含む。） ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	G）貸付限度額 【日本公庫 中小事業）】7.2億円（別枠） 【日本公庫 国民事業）】4,800万円（別枠） H）貸付期間 最大15年（設備）、8年（運転） I）据置期間 最大3年	ウ）金利引下げ措置 期間限定なく、基準利率（注2）から最大▲0.5%（注3）。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域
注2：平成30年12月12日現在、貸付期間５年の場合で、中小事業は1.11%、国民事業は、①②の場合(基準利率(災害貸付))は1.31%③の場合(基準利率)は1.76%。(貸付期間が長くなれば金利も上昇。基準利率・基準利率（災害貸付）は毎月１回改定。)
注3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。
注4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、**注3** の引下げが可能。
注5：商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。
注6：**注3** の金利引き下げ措置については、前８年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用可能。
＊上記①～③の他、自己資本が毀損した中小企業に対して、資本性を有する長期資金（一括償還型）を供給する「震災復興支援資本強化特例」の利用が可能（中小事業）。
＊平成25年度より、特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、①から③のいずれかに該当するものに対象を限定。

◎中小企業再生支援事業【復興】 9.7億円＜31当初＞

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：産業復興相談センター

東日本大震災被災地の中小企業の再生を支援します。

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題を含む再生支援に対応するため、各地の「産業復興相談センター」が被災事業者からの相談に応じるとともに、必要に応じて再生に向けた事業計画の策定支援・債権買取支援等を行います。

◎東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業　1.5億円＜31当初＞
担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763

東北被災地の人手不足を支援します。

震災後深刻な人手不足に直面している中小企業が、必要な人材を確保できるよう、経営者の意識改革、労務環境の見直し、求人像の明確化、企業の魅力発信力向上等により、人材の確保を支援します。

- 現地の中小企業支援機関等と連携しつつ、中小企業向けセミナーの開催、専門家による個別指導等を実施し、経営者の意識改革や労務環境の見直し、求人像の明確化、魅力向上のための取組を総合的に実施。
- また、主に都市部人材に対し、被災地域の現状や企業の魅力等を積極的に発信するとともに、企業と人材のマッチング機会の創出を行う。

事例

- 被災地域の中小企業経営者を対象に、必要な人材を確保するために有効な取組・手法について学ぶセミナーを開催する。
- 被災地域の中小企業に対して、経営者の意識改革を促し、経営課題・求人像の明確化を行うため、専門家による個別指導を実施する。
- 首都圏の人材に対し、被災地域の中小企業の魅力をＰＲするイベントを開催する。

首都圏におけるPRイベント

企業に対する個別指導

１２．防災・減災対策を支援します。

◎中小企業等強靭化対策事業　15.0億円＜30補正＞

担当：経営安定対策室　03-3501-0459

中小企業の防災意識の啓発、強靭化に向けた取組の促進します。

①BCP等普及啓発事業

・中小企業に、自社の災害リスクやサプライチェーンに対するサイバー攻撃のリスクを認識してもらうとともに、BCPの策定・取引先も含めた対策状況の点検や保険を含めた対応等について、啓発を図ります。

具体的には、商工団体等を通じて、会員企業等への周知を行うとともに、全国各地において、シンポジウム等を開催します。

②BCP策定・対策支援事業

・サプライチェーンに位置づけられる中小企業等について、各企業が直面するリスクに応じたBCPの策定をハンズオンで支援します。

・全国各地において、ワークショップを開催し、参加する中小企業に対し、BCPの必要性について啓発を図るとともに、その策定に向けた試行的取組を支援します。

・サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の普及啓発に取り組むとともに、サイバー攻撃によるトラブル時の相談対応・現場派遣などの支援サービス提供体制を整備するなど、中小企業のニーズに沿ったセキュリティ技術・サービスの実証事業を地域単位で実施します。

◎中小企業防災・減災投資促進税制＜創設＞

担当：企画課　03-3501-1765

中小企業の防災・減災対策に向けた設備投資を支援します。

災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を措置します。

１３．税制改正で中小企業を支援します。

◎中小企業経営強化税制＜延長・強化＞

担当：財務課　03－3501－5803

即時償却により、積極的な設備投資を支援します。

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除のいずれかの適用を認める措置（中小企業経営強化税制）の適用期限を2年間延長します（平成32年度末まで）。

【改正のポイント】

働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）についても、中小企業経営強化税制の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化します。

《働き方改革に資する設備の例》

＜建物附属設備＞

・工場の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

＜器具備品＞

・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

制度概要

国
（事業分野別の主務大臣）

申請 ↑ ↓ 認定 ⇨

【中小企業経営強化税制】
・導入した設備について即時償却又は10%の税額控除が適用可能

※資本金3000万円超1億円以下の中小企業については、税額控除率は7%
※計画の認定を受けることのほか、工業会証明書や設備投資計画に関する経産局確認書等の書類が必要

経営力向上計画

中小企業者等
（中小企業・小規模事業者
中堅企業）

← 申請をサポート

経営革新等支援機関

例：商工会議所、商工会、中央会
地域金融機関
士業等の専門家　　等

◎中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制＜延長＞

担当：財務課　03－3501－5803

中小企業の機動的な設備投資を支援します。

①中小企業投資促進税制

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用を認める措置（中小企業投資促進税制）の適用期限を２年間延長します（平成32年度末まで）。

※税額控除は、資本金3000万円以下の中小企業又は個人に対して適用されます。

制度概要

対象設備	主な対象業種
・機械装置（160万円以上） ・測定・検査工具（120万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） ・貨物自動車（3.5トン以上） ・内航船舶（取得価額の75%まで）	・製造業、建設業、鉱業、農林水産業、小売業、卸売業、道路貨物運送業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、サービス業　等

※計画認定等の手続きは不要

---

②商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）を認める措置（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の適用期限を２年間延長します（平成32年度末まで）。

※税額控除は、資本金3000万円以下の中小企業又は個人に対して適用されます。

【改正のポイント】

本税制措置の効果をより高めるため、行おうとする経営改善により売上高又は営業利益が年間2%以上向上することが見込まれることが適用要件に追加されます。

制度概要

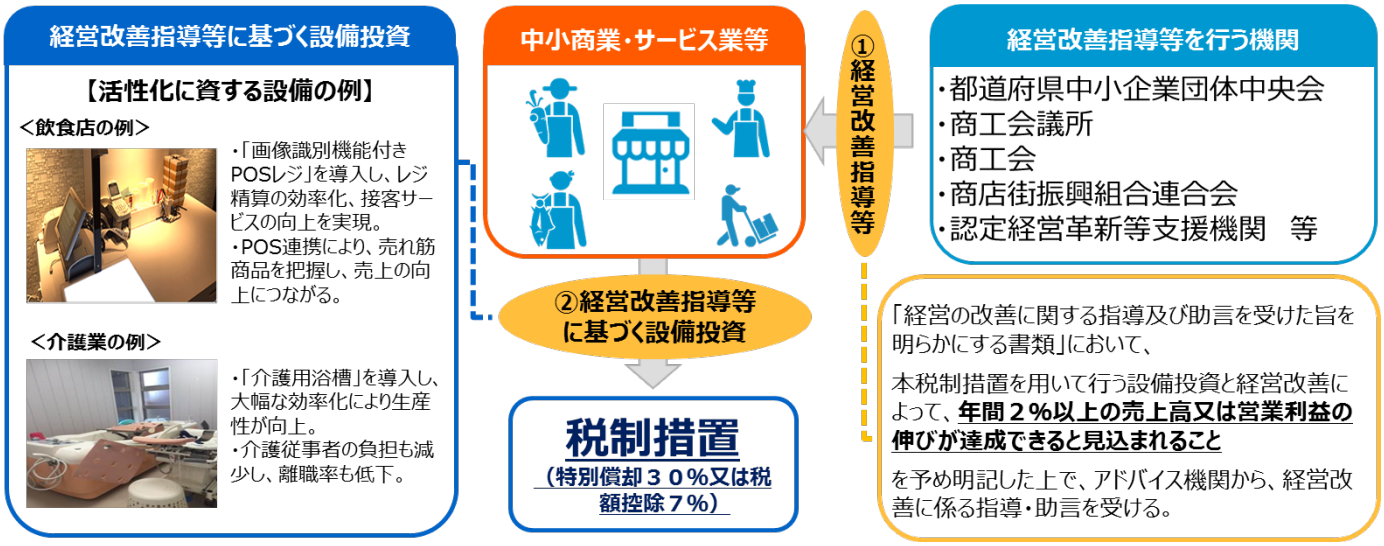

◎中小企業者等の法人税率の特例＜延長＞

担当：財務課　03－3501－5803

中小企業の法人税負担を軽減します。

中小企業者等の法人税率について、年間８００万円以下の所得金額に対する税率は、１９％から１５％に軽減されています。
海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を２年間延長します（平成32年度末まで）。

制度概要

対象	本則税率		租特税率
大法人（資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.2%	－
中小法人（資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	23.2%	－
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
○当該税率を、平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

◎中小企業技術基盤強化税制＜延長＞

担当：中小企業庁　技術･経営革新課　03-3501-1816

研究開発に取り組む中小企業の法人税負担を軽減します。

試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除します（法人税額の25%が上限）。また、試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長します。

改正概要

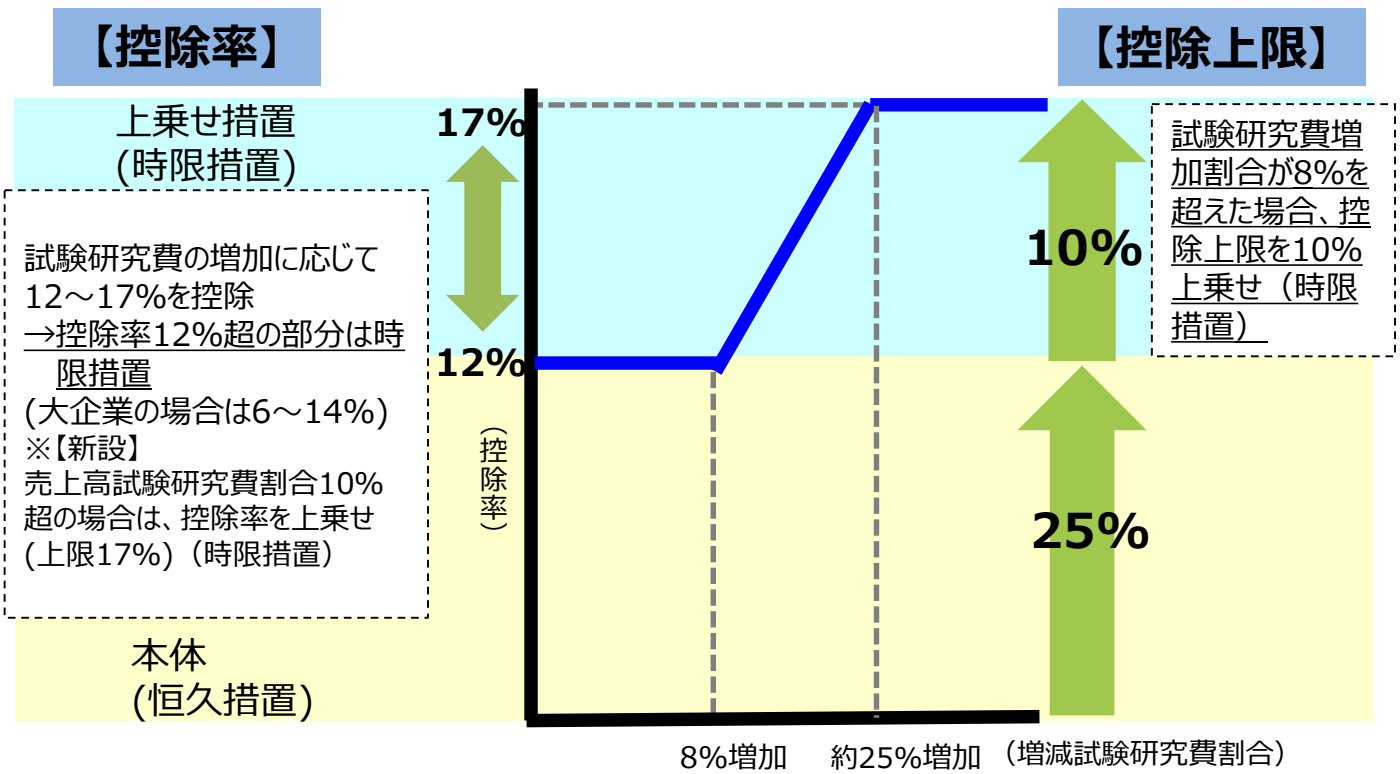

※控除率

＝　通常の控除率　＋　{(売上高試験研究費割合－10%)×0.5} × 通常の控除率

【適用期限：時限措置については平成３2年度末まで】